教育委員会定例会日程

令和2年(2020年)6月30日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 報告事項
- (1) 青少年の体験交流事業等について

(資料1 青少年課)

5 議事

日程第1

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について

(教育部・文化部)

日程第2

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例)について (教育総務課)

日程第3

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告(小田原市学校給食費等に関する条例)について

(学校安全課)

日程第4

報告第 7 号

事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算(追加))について (教育部)

日程第5

報告第 8 号

事務の臨時代理の報告(財産の取得について(学習用端末等))について

(学校安全課)

日程第6

議案第24号

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について

(教育指導課)

日程第7

議案第25号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園の 管理運営に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

- 6 協議事項
 - (1) 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について (資料2 教育総務課)
- 7 報告事項
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(その3)

(資料3 教育部・文化部)

8 閉 会

青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業 「おだわら自然楽校 (OOTS) 」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の発掘・育成・資質向上 を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

期日	場所	研修プログラム
令和2年	国府津学習館	【ビーチコーミングと真夏の体験活動
7月4日(土)→中止	国府津海岸	におけるリスクマネジメント】
令和2年	小田原市いこいの森	【キャンプ研修①】
9月19日(土)	小田原川いこいの無	~ナイトプログラムスキルアップ編~
令和2年	小田原市いこいの森	【キャンプ研修②】
9月20日(日)	小田原川いこいの無	~自然観察スキルアップ編~
令和2年	足柄ふれあいの村	【ネイチャーゲーム】
11月7日(土)	を作る(00)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)	
令和2年	未定	【登山プログラム(仮称)】
11月29日(日)	木 足	
令和2年	PAA21	【ゲーム de グループビルド】
12月5日(土)	ロープスコース	
令和3年	よ用原士いといの木	【キャンプ技術のおさらいと子どもた
1月16日(土)	小田原市いこいの森	ちの安全管理】
令和3年	生涯学習センターけやき	【雨天プログラム研修】
2月6日(土)	芸術工芸室	~木工作を子どもに教えよう~
令和3年	小田原本いていの本	【美味しく野草を食べる講座】
3月27日(土)	小田原市いこいの森	

- (2) 対象・人数 青少年育成、体験活動に携わるかた、また関心のある高校生以上のかた 各回30名(先着順) 研修ごとに募集
- (3) 受講料 各プログラム 1,500円/人・回

2 青少年交流事業 「チャレンジ アンド トライ」⇒ 中止

各地区子ども会の代表児童(各地区男女1名ずつ、計40人)が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験します。

- (1)期日 7月11日(土)
- (2)場所 川東タウンセンター マロニエ
- (3) 内容 体験・交流プログラムほか
- (4) 参加募集 小学6年生・40人(男20人/女20人) ※各地区の子ども会から選出
- (5) 指導者 小田原市子ども会連絡協議会

- 3 地域少年リーダー養成講座 「きらめきロビンフッド」
- 4 地域・世代を超えた体験学習 「あれこれ体験 in 片浦」

⇒ 中止 形式を変えて実施予定

上記事業のほか、地域世代を超えた体験学習事業として、将来の指導者の確保を目的とした、ジュニア・リーダーズ・クラブやシニア・リーダーズ・クラブへの加入促進につながる事業を実施。

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員 会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条 第2項の規定により、これを報告する。

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄

令和2年度小田原市一般会計補正予算 概要

(歳 入) (単位:千円)

科目	要求額	主 な 内 容
(項)国庫補助金		
(目) 教育費補助金		
(節) 教育総務費補助金	400, 140	公立学校情報機器整備費補助金
(節) 社会教育費補助金	117, 598	社会資本整備総合交付金
(項) 雑入		
(目) 教育費雑入		
(節) 教育総務費雑入	11, 373	学校臨時休業対策費補助金(国)
(節) 社会教育費雑入	15, 000	コミュニティ助成事業助成金
(項) 市債		
(目)教育費		
(節) 社会教育費	34, 900	史跡整備事業債
(節) 社会教育費	101,600	社会教育施設整備事業債
合 計	680, 611	

(歳 出) (単位:千円)

~ L)) II I		財 源	内 訳	一下 1117
科目	要求額	主な内容	国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費 子どもの生きる 力育成経費	12, 000	<u>ICT教育推進事業</u> ・ICT学習用端末等借上料				12, 000
	517, 257	<u>ICT教育推進事業</u> ・ICT学習用端末等購入費	400, 140			117, 117
(項)教育総務費 (目)事務局費 学校給食経費	15, 166	<u>学校給食事業</u> ・市学校給食会補助金			11, 373	3, 793
(項)教育総務費 (目)事務局費 一般経費	10, 000	新型コロナウイルス感染症対 <u>策事業</u> ・衛生用品等購入費				10, 000
(項) 社会教育費 (目)生涯学習セ ンター費 地区公民館育成 事業経費	15, 000	地区公民館育成支援事業 ・地区公民館建設費補助金 (風祭公民館)			15, 000	

(項) 社会教育費	154, 391	歴史的風致形成建造物等活用	69, 763	82, 900		1, 728
(目)郷土文化館費	104, 031	事業	09, 103	02, 900		1, 120
		' 				
郷土文化館運営		• 松永記念館整備活用事業費				
経費		庭園・駐車場整備等工事監				
		理委託料				
		庭園・駐車場整備等工事請				
		負費				
(項)社会教育費	2, 588	遺物保存管理事業				2, 588
(目)文化財保護費		· 酒匂収蔵庫内遺物等移送				
文化財保存活用		委託料				
経費		31,121,1				
(項)社会教育費	70, 598	八幡山古郭・総構整備事業	35, 299	34, 900		399
(目)文化財保護費	. 0, 000	• 小田原城天神山回遊路整備	00, 200	01,000		300
史跡整備経費		事業費				
文 奶 走 佣 庄 貝		・				
(整備工事請負費				
(項)社会教育費	31, 470	歴史的風致形成建造物等活用	12, 536	18, 700		234
(目)図書館費		事業				
文学館運営経費		・小田原文学館整備活用事業				
		費				
		本館改修工事監理委託料				
		本館改修工事請負費				
		コログレーチ的バス				
合 計	868, 558		517, 738	136, 500	26, 373	147, 859

(債務負担行為補正) (単位:千円)

(例)(例)(例)(例)(例)(例)(例)(例)(例)(例(例)(例)(例)(例		(十四・111)
事業名	期間	限度額
	令和2年度	(予算計上額 12,000)
	令和3年度	240,000
	令和4年度	240,000
ICT学習用端末等借上料	令和5年度	240,000
	令和6年度	240,000
	令和7年度	240,000
	計	1, 200, 000
	令和2年度	(予算計上額 0)
	令和3年度	30,000
	令和4年度	30,000
	令和5年度	30,000
	令和6年度	30,000
中中國事始渤海到供签과修禾 代斯	令和7年度	30,000
中央図書館熱源設備等改修委託料	令和8年度	30,000
	令和9年度	30,000
	令和 10 年度	30,000
	令和11年度	30,000
	令和 12 年度	30,000
	計	300,000

【参考】補助執行

TN H	田 北海	新		財源内訳		
科目	要求額	主な内容	国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費 学校給食経費	652	学校給食事業 ・会計年度任用職員給与費 (1人)				652
	66	学校給食事業 ・学校給食費検討委員会委員 報酬(3人)				66
	730	学校給食事業 ・消耗品費等				730
(項) 小学校費 (目)教育振興費 小学校教育環境 充実経費	38, 640	放課後児童健全育成事業 ・会計年度任用職員給与費	25, 760			12, 880
合計	40, 088		25, 760			14, 328

ICT学習用端末等借上料・購入費について

1 背景

本市では、国が示した令和5年度(2023年度)末までに児童生徒1人1台の端末整備の方針に基づき、令和3年(2021年)4月に最初の3分の1を導入し、令和5年度(2023年度)末までに導入を完了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴う児童生徒への学びの機会の保障に効果的であることから、計画を前倒しすることとした。

また、今後の臨時休校の際、児童生徒の学びの機会を格差なく保障するため、家庭 学習でも利用できる学習支援ソフトを令和2年度(2020年度)の早い時期に導入し、 家庭にインターネット環境のない児童生徒に通信機器(ルーター)を貸し出し、回線 使用料を市が負担する。

2 整備計画

	(当初計画)	(変 更 後)				
令和元年度3月補正	校内通信ネットワーク	同左				
令和2年度6月補正	教師と児童生徒 1 / 3 の端末					
	保守等の費用(令和3年度から開始)					
	授業支援・学習支援ソフト (令和3年度から使用)	① 同左				
	I C T機器活用支援 (令和 3 年度から開始)					
		② 児童生徒 2/3の端末				
		③ ②の端末保守等の費用				
		④ 学習支援ソフト(令和2年度の使用料)⑤ 家庭学習用通信機器(ルーター)				
		⑥ 回線使用料				
令和4年度	児童生徒 1 / 3 の端末	(令和2年度に繰上げ)				
令和5年度	児童生徒1/3の端末	(令和2年度に繰上げ)				

3 事業費

- (1) 529, 257 千円
- (2) ア ICT学習用端末等借上料

令和2年度分の学習支援ソフトの使用料(市費)…④

- イ ICT学習用端末等購入費
 - (ア) 児童生徒2/3分の端末の購入費

(端末1台あたり45,000円を上限に国庫補助)…②

(イ) 家庭にインターネット環境のない児童生徒に

貸し出す家庭学習用通信機器の購入費(市費)…⑤

ウ 回線使用料【2か月分】(市費)…⑥

(3) 債務負担行為設定(市費)

(0) [8/0/3/17-17	が (「)	
期間	限度額 千円	内 訳
令和2年度	(12,000)	学習支援ソフト(令和2年度使用料)…④
令和3年度	240,000	教師と児童生徒 1 / 3 の端末
令和4年度	240,000	保守等の費用(令和3年度から開始)
令和5年度	240,000	授業支援・学習支援ソフト(令和3年度から使用)①
令和6年度	240,000	ICT機器活用支援(令和3年度から開始)
令和7年度	240,000	②の端末保守等の費用…③
計	1,200,000	

地区公民館建設費補助金(コミュニティ助成事業)について

風祭公民館の老朽化に伴う建替え工事の事業費に対し、一般財団法人自治総合センターの令和2年度コミュニティ助成事業助成金を財源とし、当該公民館を管理する第62区風祭自治会に補助金を交付するもの。

1 既存公民館の概要

所在地·名称 小田原市風祭 284 番地 風祭公民館

建築年 昭和41年8月

構造・床面積 鉄骨造2階建 173.25 m²

2 新築公民館の概要

構造・床面積 木造 2 階建 107.64 ㎡

工事予定期間 令和2年7月から令和3年1月まで

事業費総額 37,617,143 円

補助対象事業費 32,515,904円 (解体工事・外構工事を除く)

3 助成額 15,000 千円 補助対象事業費の5分の3以内 (上限15,000 千円)

4 財源内訳 コミュニティ助成事業助成金 15,000 千円

風祭自治会一般会計 22,618 千円

合 計 37,618 千円



風祭公民館位置図

松永記念館整備活用事業

1 事業概要

令和2年度については、庭園・駐車場整備等工事を行う。庭園については、設立者・ 松永耳庵が過ごした当時の姿に可能な限り復元する。また、来館者の利便性を向上す るため、駐車場や庭園園路の整備等を行う。

2 補正予算内容

松永記念館庭園·駐車場整備等工事監理委託料 松永記念館庭園·駐車場整備等工事請負費 (財源内訳)社会資本整備総合交付金 地方債 一般財源

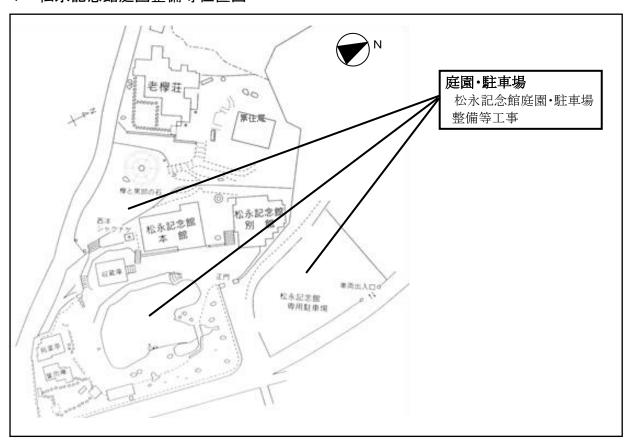
3 整備年次スケジュール

平成29年度 無住庵現況調査、解体保管工事実施設計、復元基本設計

平成30年度 無住庵解体保管工事、部材調査復元実施設計 令和 元年度 無住庵移築復元工事、庭園整備等実施設計

令和 2年度 庭園·駐車場整備等工事(今年度終了予定)

4 松永記念館庭園整備等位置図



酒匂収蔵庫内遺物等移送委託について

1 事業概要

埋蔵文化財の発掘事業で出土した遺物等を収蔵・保管している酒匂収蔵庫については、酒匂市民集会施設用地活用事業に伴い、令和2年度中の取壊しが決定していることから、収蔵庫内の遺物等を他の収蔵施設である扇町の文化財整理室などに移送するものである。

移送については、収蔵物が膨大な量であることや運搬中の破損リスクを考慮 し、美術工芸品等の運送を専門に受注できる業者に委託して実施する。

- (1)酒匂収蔵庫の住所 小田原市酒匂五丁目 15番5号(旧酒匂窓口コーナー隣)
- (2) 収蔵物の数量 プラスチック製コンテナ 約4,000箱(市内遺跡出土文化財)
- (3) 作業見込日数 6日~10日間

2 補正予算内容

運送業務委託料

3 位置図



小田原城天神山回遊路整備事業

1 目 的

本丸・二の丸(城址公園)から総構までの史跡小田原城跡の回遊性を高めることを目的とする。

2 事業概要

清閑亭の敷地である「三の丸外郭清閑亭土塁」と、隣接する「三の丸外郭新堀 土塁」を結ぶことにより、通行者の利便を図り、国際医療福祉大学のグラウンド の南端の部分に回遊路を整備する。

3 予算額 70,598千円

 (内訳) 小田原城天神山回遊路整備工事
 65,560千円

 同工事監理
 5,038千円

(財源) 国庫補助金35,299千円市債34,900千円一般財源399千円

※国費:社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

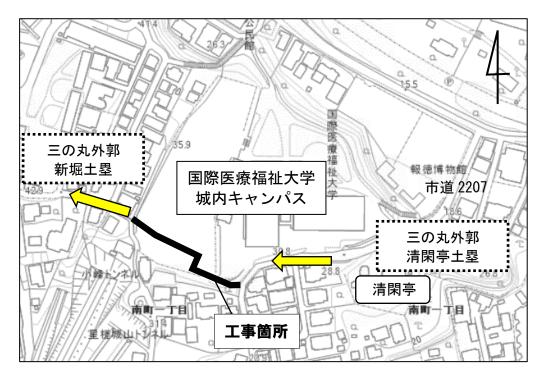
4 事業年次スケジュール

令和元年度 実施設計

令和2年度 整備工事、同工事監理

5 工事場所

小田原市南町一丁目(国際医療福祉大学城内キャンパス地内)



中央図書館熱源設備等改修事業について

1 事業概要

中央図書館の熱源設備は、老朽化に伴う冷暖房機能の低下とともに、故障や不具合が頻繁化しており、更新が必要となっていることから、ESCO事業を活用して熱源設備等の改修を行い、環境負荷の低減と光熱水費の削減を図るものである。

ESCO 事業者については、公募型プロポーザルにより、優先交渉権者としてアズビル株式会社(東京都千代田区)を選定し、事業費や事業内容に係る詳細協議を進めてきたものである。

本事業は、ESCO 事業者が中央図書館の熱源設備、照明器具等の省エネルギー改修 (設計、施工業務)、省エネルギー改修設備の運転、維持管理、光熱水費の削減保証 などを行うものである。

2 主な改修内容

- (1) 吸収式冷温水機から高効率ヒートポンプチラーへの改修
- (2) 閲覧室の照明や外灯などの LED 照明への改修
- (3) 空調機の変風量制御及び外気量制御化
- (4) 中央監視装置の改修

3 補正予算内容

債務負担行為(中央図書館熱源設備等改修委託料)

- (1) 期間 令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)まで
- (2) 内容 熱源設備、照明設備等の改修費 熱源設備、照明設備等の維持管理費等

4 事業スケジュール

- 6月 国庫補助金交付申請(事業者→国)
- 8月 国庫補助金交付の決定 ESCO 事業の契約締結
- 9月 中央図書館熱源設備等改修事業の開始 (改修事業の完了 令和3年(2021年)1月末)

小田原文学館整備活用事業

1 事業概要

令和2年度は小田原文学館本館の改修工事(外壁改修、面格子製作)を実施する。

2 予算額 31,470千円

内訳 小田原文学館改修等工事監理委託料 2,000千円 小田原文学館改修等工事請負費 29,470千円

財源 国庫補助金 12,536千円

地方債 18,700千円

一般財源 234千円

※国費:社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

3 整備年次スケジュール

平成25年度 建物調查・測量調查等

平成26年度 構造調査

平成28年度 白秋童謡館改修工事実施設計業務委託

平成29年度 白秋童謡館耐震等改修工事

~30年度 (耐震改修、劣化補修、屋根改修工事)

平成30年度 小田原文学館本館・管理棟改修工事実施設計業務委託

案内板·説明板製作設置業務委託

令和元年度 小田原文学館改修等工事(管理棟耐震補強、劣化補修工事)

令和2年度 小田原文学館改修等工事(外壁、劣化補修工事)

4 工事概要





文学館 面格子

外壁補修 (北側 東側)

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例)について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第4号)の 一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(令和2年6月1日から同年8月31日までの期間における市長等の給料に係る減額措置等)」を付し、同項を次のように改める。

- 2 令和2年6月1日から同年8月31日までの期間について市長等に対し支給する給料の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市長 第3条第1項第1号に定める額の100分の50に相当する額
 - (2) 副市長 第3条第1項第2号に定める額の100分の80に相当する額
 - (3) 教育長 第3条第1項第3号に定める額の100分の90に相当する額 附則第3項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号の給料の額が適用される場合における第4条、 第4条の3及び第5条の規定による手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第3 条第1項各号に定める額とする。

附則第4項及び第5項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態措置等の影響による市民生活及び地域経済の厳しい状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長及び教育長に対し支給する給料月額を次のように引き下げることとする。 (附則第2項及び第3項関係)

区		分	特例の給料月額	本来の給料月額	減 額 率
市		長	494,000円	988,000円	50パーセント
副	市	長	653,600円	817,000円	20パーセント
教	育	長	635,400円	706,000円	10パーセント

[適 用]

令和2年6月1日から同年8月31日までの期間の給料月額について適用

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告(小田原市学校給食費等に関する条例)について 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員 会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条 第2項の規定により、これを報告する。

令和 2 年 6 月30日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄

小田原市学校給食費等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第4条の規定に基づき 市が実施する学校給食に係る学校給食費(同法第11条第2項に規定する学校給食費 をいう。以下同じ。)の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 市は、小田原市立学校条例(昭和39年小田原市条例第13号)別表第1に掲げる小学校(以下「市立小学校」という。)及び同条例別表第2に掲げる中学校(以下「市立中学校」という。)において学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者等(学校教育法(昭和22年 法律第26号)第16条に規定する保護者及び現に児童又は生徒を監護する者をいう。 以下同じ。)から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

- 第4条 児童及び生徒の保護者等が負担する学校給食費の月額は、給食1食当たりの費用、給食を実施する日数等を基礎として、規則で定める額とする。
- 2 市長は、前項の規定により学校給食費の月額を定めるに当たっては、小田原市学校 給食費検討委員会の意見を聴かなければならない。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(市立幼稚園における給食に係る給食費)

第7条 第3条から前条までの規定は、小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園において実施する給食に係る給食費について準用する。

(小田原市学校給食費検討委員会)

第8条 学校給食費(前条の給食費を含む。)に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市学校給食費検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
 - (3) 市立小学校及び市立中学校の校長
 - (4) 小田原市立前羽幼稚園又は小田原市立下中幼稚園の園長
 - (5) 栄養士
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条、次項及び附則第3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費(第7条の給食費を含む。)の月額を定めるために必要な行為は、この 条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例(昭和44年小田原市条例第 54号)の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

	委員長	10,800円
小田原市学校給食費検討委員会	副委員長	10,300円
	委員	3,000円

小田原市学校給食費等に関する条例

[制定理由]

学校給食の安定した運営及び効率的な管理を図るための学校給食費の公会計化に 伴い、学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるため制定する。

「内容]

- 1 学校給食の実施(第2条関係) 市は、市立小学校及び市立中学校において学校給食を実施することとする。
- 2 学校給食費の徴収(第3条関係)
 市長は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者等から学校給食費を徴収することとする。
- 3 学校給食費の額(第4条関係)

保護者等が負担する学校給食費の月額は、給食1食当たりの費用、給食の実施 日数等を基礎として規則で定める額とし、その設定に当たっては、小田原市学校 給食費検討委員会の意見を聴かなければならないこととする。

- 4 学校給食費の納付(第5条関係) 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならないこととする。
- 5 学校給食費の減免(第6条関係) 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができることとする。
- 6 市立幼稚園における給食に係る給食費(第7条関係) 前羽幼稚園及び下中幼稚園において実施する給食に係る給食費の徴収等につい ては、市立小学校及び市立中学校と同様に実施することとする。
- 7 小田原市学校給食費検討委員会の設置 (第8条関係)

学校給食費(6の給食費を含む。)に関する事項につき、市長の諮問に応じて 調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する ため、小田原市学校給食費検討委員会を置くこととし、委員の数及び構成を次の とおりとすることとする。

- (1) 委員の数 10人以内
- (2) 委員の構成

ア 学識経験者

- イ 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- ウ 市立小学校及び市立中学校の校長
- エ 前羽幼稚園又は下中幼稚園の園長
- 才 栄養士
- カ その他市長が必要と認める者
- 8 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正 (附則第 3 項関係)

7により設置する委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区分		報酬 日額
	委員長	10,800円
小田原市学校給食費検討委員会	副委員長	10,300円
	委員	3,000円

[適 用]

- 1 小田原市学校給食費検討委員会の設置及び委員の報酬額の設定 公布の日
- 2 上記以外

令和 3 年 4 月 1 日

報告第 7 号

事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算(追加))について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄

令和2年度小田原市一般会計補正予算(追加) 概要

(歳 入) (単位:千円) 科 目 要求額 主 な 内 容 (項) 国庫補助金 (目)教育費補助金 (節) 教育総務費補助金 36,000 学校保健特別対策事業費補助金 (節) 教育総務費補助金 教育支援体制整備事業費交付金 3,000 (項) 基金繰入金 (目) 新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金 (節) 新型コロナウイルス感染症 262,600 緊急対策基金繰入金 計 合 301,600

(歳 出) (単位:千円)

			財 源 内 訳			
科目	要求額	主な内容	国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費 学校給食経費	183, 600	学校給食事業 ・市学校給食会補助金			183, 600	
(項)教育総務費 (目)事務局費 一般経費	118, 000	新型コロナウイルス感染症対 策事業 ・衛生用品等購入費 ・校舎清掃・消毒委託料	39, 000		79, 000	
合 計	301, 600		39, 000		262, 600	

小田原市学校給食会補助金(学校給食費の無償化)について

目的

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、保護者の家計負担を軽減するため、学校 の再開にあわせ、市立小・中学校(36校)における学校給食費3か月分を無償とする。

2 事業概要

6月15日からの給食再開後、3か月分の学校給食費(小学校12,900円、中学校15,000円) を無償とする(教職員等は除く。)ため、学校給食費を徴収・管理している小田原市学校 給食会への補助金を増額する。

3 補正予算額 183,600 千円(財源:新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金)

(1) 対象者

市立小学校 25 校、中学校 11 校全ての児童・生徒 約13,500人(小学校 約9,000人、中学校 約4,500人)

- (2) 無償とする3か月分の学校給食費(見込)
 - ・小学校 12,900 円 (4,300 円(月額)×3 か月分)× 9,000 人=116,100,000 円
 - ・中学校 15,000 円 (5,000 円(月額)×3 か月分)× 4,500 人= 67,500,000 円 計 183,600,000 円

4 実施方法

8 2,3月分

(年間回数による清算含)

学校給食費は、原則口座引き落としで徴収しているため、7月分から9月分までの口座 引き落としを実施しないこととする。

回数、月分 引落日 小学校 給食費 中学校 給食費 4.5月分 5月7日 (木) 8,600 □ 10,000 円 引落中止 6月分 6月5日(金) 4,300円 5,000円 1 7月分 7月6日(月) 4,300円 5,000円 4,300円 5,000円 2 8月分 8月5日(水) 引き落としません 9月分 9月7日 (月) 4,300 円 5,000円 3 10 月分 10月5日(月) 4,300 円 5,000円 4 11月分 11月5日(木) 4,300 円 5,000円 5 12 月分 12月7日(月) 4,300円 5,000円 6 5,000円 7 1月分 1月5日(火) 4,300円

10,506円

40,606 円

(8,600 円+1,906 円)

12,892 円

47,892 円

(10,000 円+2,892 円)

令和2年度 学校給食費 口座引落カレンダー(変更)

※ 月額給食費は、年間給食費(1食当たりの価格×実施回数)から算出している。

2月5日(金)

年間給食費

学校等における新型コロナウイルス感染症対策事業について

1 目的

国の第2号補正予算の成立を受け、市立小・中学校(36校)及び市立幼稚園(6園)において、感染症対策等を徹底しながら子どもたちの学習保障をするため、各学校の実情に応じて衛生用品等を追加で購入する。

また、市立小・中学校において、学校再開後、教職員が実施していた校舎の清掃 及び消毒に係る作業を市単独事業で民間事業者に委託し、教職員の負担軽減を図る。

2 事業概要

(1) 衛生用品等購入費

区分	財源	事業費 (千円)	内 容
小学校 中学校	国 費 (1/2) 基 金 (1/2)	72, 000	内 訳 2,000 千円×36 校 内 容 ・消毒液、非接触型体温計等の衛生用品等 ・夏季休業期間の短縮に伴う熱中症対策に必要 な備品等 ・空き教室等を活用した授業の実施に必要な 備品 ほか
幼稚園	国 費 (10/10)	3,000	内 訳 500 千円×6 園 内 容 ・消毒液、マスク等の衛生用品等

※基金:新型コロナウイルス感染症緊急対策基金

(2) 校舎清掃・消毒委託料

区分	財 源	内 容
小学校	# ^	共用部分等の消毒
中学校	基金	共用部分等の消毒 トイレ清掃

※基金:新型コロナウイルス感染症緊急対策基金

報告第 8 号

事務の臨時代理の報告 (財産の取得について) について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 2 年 6 月30日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄

財産の取得について

令和2年6月22日に随意契約に付した学習用端末等の取得について、次のとおり物件供 給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年小田原市条例第5号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 202,162,510円
- 2 契約の相手方 神奈川県厚木市田村町8番地10号 株式会社JMC神奈川中央支店 支店長 市 川 峻
- 3 納入期限 令和2年9月15日

財産の取得について

- 1 品 名
- (1) 学習用端末
- (2) モバイルルーター
- 2 規 格
- (1) 学習用端末

区分	内 容
機種	レノボ・ジャパン株式会社製 Lenovo 300e Chromebook
ディスプレイ	11.6インチ
メモリ	4 G B
ストレージ	3 2 G B
重 量	約 1 . 3 2 kg
カ メ ラ インカメラ及びアウトカメラ	

(2) モバイルルーター

区分		内 容
機	種	富士ソフト株式会社製 FS030W
高	さ	約74mm
幅		約74mm
厚		約 1 7.3 mm
重 量 約130g		約 1 3 0 g
语 / 七	方 式	SoftBank、au、docomo のLTE回線に対応可能
		SoftBank、docomo の 3 G に対応可能

見 積 調 書

件 名 : 学習用端末等

開札日時 : 令和 2 年 6 月 2 2 日 午後 4 時 0 0 分

見積者名	第1回見積	第2回見積	摘	要
株式会社JMC	183, 784, 100		落	札

契約金額 (税込み) 202, 162, 510 円

予定価格 (税込み) 234,330,000円

予定価格 (税抜き) 213,027,273 円

見積書記載金額の10%に相当する額を加算した金額が契約金額である。

議案第24号

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄

小田原市就学支援委員会委員名簿 (案)

任期:令和 2 年 7 月 1 日~令和 3 年 6 月30日

No.	選出区分	氏	名	所 属 等
1	医 師	寺崎	雅子	小田原市立病院 耳鼻咽喉科部長
2	II	松田	基	小田原市立病院 副院長
3	IJ	早 川	典 義	曽我病院 医師
4	学識経験者	小倉	直子	小田原短期大学 保育学科 講師
5	IJ	田中	早苗	心理判定員
6	II	井野 美	ミ知留 かんしょ かいしょう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしゅう ローステング ローステング ローステング ローステング ローステング ローステング ローステング ローステング ロースティング ロース	心理判定員
7	II	永 井	正	小田原市立城南中学校 校長
8	II	末藤	晃 英	小田原市立新玉小学校 校長
9	本市を管轄する児童相談所職員	石 川	朝陽	小田原児童相談所子ども相談課 児童心理司
10	本市区域内の特別支援学校教員	添田美		神奈川県立小田原養護学校 総括教諭
11	特別支援学級設置小学校長新	安多	寿 子	小田原市立下曽我小学校 校長
12	小田原市立中学校長	栢 本	尚之	小田原市立千代中学校 校長
13	特別支援学級担任	浅川	純子	小田原市立三の丸小学校 総括教諭
14	新	林	宏司	小田原市立東富水小学校 総括教諭
15	II	小川	雅通	小田原市立城山中学校 総括教諭
16	新	柳下	仁志	小田原市立酒匂中学校 総括教諭
17	教育委員会が必要と認める者	大谷 席	未貴子	小田原市立酒匂小学校 教諭
18	IJ	瀬戸	浩	障がい福祉課 副課長
19	IJ	下澤	栄 子	子ども青少年支援課 副課長 (つくしんぼ教室)
20	#	上田	泰弘	子ども青少年支援課 主査
21	# 新	鈴 木	富子	健康づくり課 副課長
22	IJ	田村	寿 治	特別支援教育相談員
23	IJ	鈴木 恵	惠美子	コミュニケーションの教室「フレンド」教諭
24	"	中野	悦子	ことばの教室 教諭
25	#	西村	泰和	教育指導課 教育相談担当課長

議案第25号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園 の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 6 月30日提出

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園 の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和35年小田原市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における夏季休業等の特例)

4 令和2年度における学校の休業日に係る第3条第1項第1号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「休日」とあるのは「休日(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第32条の規定により読み替えて適用する国民の祝日に関する法律第2条に規定する海の日及びスポーツの日を除く。)」と、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から同月23日まで」とする。

(小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和58年小田原市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(令和2年度における夏季休業の特例)

3 令和2年度における幼稚園の休業日に係る第6条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月1日から同月23日まで」とする。

附則第4項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための市立小学校、中学校及び幼稚園に おける臨時休業の実施による児童等の授業時間数及び園児の教育週数の不足を補う 必要があることから、令和2年度の夏季休業の期間を変更するため改正する。

[内 容]

1 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正(改正規則第

1条関係)

令和2年度の学校の夏季休業の期間を次のように変更するとともに、令和2年 7月23日の海の日及び同月24日のスポーツの日は休業日としないこととする。 (附則第4項関係)

改 正 後	改正前
8月1日から同月23日まで	7月21日から8月31日まで

2 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正(改正規則第2条関係) 令和2年度の幼稚園の夏季休業の期間を次のように変更することとする。(附 則第3項関係)

改正後	改正前
8月1日から同月23日まで	7月21日から8月31日まで

[適 用]

公布の日

市民意見の募集結果

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の素案に 対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の	
	部を改正する規則	
政策等の案の公表の日	令和2年6月5日(金)	
意見提出期間	令和2年6月5日(金)から令和2年6月24日(水)まで	
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)	

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	27 件	(11人)
	インターネット	10 人	
	ファクシミリ	人	
	郵送	1人	
	直接持参	人	

2人

3 提出意見の内容

無効な意見提出

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
С	今後の検討のために参考とするもの	16
D	その他(質問など)	9

〈具体的な内容〉

(1) 夏季休業期間の変更に関すること。

	1		
	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	学習時間の確保について不	D	臨時休業中に予定していた学習内容について
	安があるため、夏季休業を		は、令和2年度中に履修できるよう教育課程
	8月1日から23日までとし		を再編成して取り組んでいきます。時間割編
	た根拠を知りたい。		成の工夫や学校行事の見直しなど授業時数を
			確保することにより、夏季休業期間を約3週
			間としたものです。
2	夏季休業期間をもっと短く	С	(1)1をご参照ください。
	してほしい。		
3	他市と比べると夏季休業期	С	(1) 1をご参照ください。
	間が長いと思われるが、他		
	市と同程度にすべきではな		
	しいか。		
4	学習時間確保のため、夏季	С	(1) 1をご参照ください。
	休業期間を短縮することを		
	求めます。		
5	小田原市では、夏休みを3	D	(1) 1をご参照ください。
	週間確保しても近隣市町村		
	と変わらない学力保障の対		
	策を知りたい。		
6	夏休みを3週間とした根拠	D	(1) 1をご参照ください。
	を知りたい。		
7	学習時間を確保するために	В	ご意見の趣旨は反映しています。
	夏季休暇を短くすることに		
	は賛成です。		
8	授業日数確保のために休日	В	ご意見の趣旨は反映しています。
	を授業に充てることは理解		
	できますし賛成です。		
9	現状では、1日当たりの学	С	6月1日の学校再開から2週間の間に分散
	習時間が長くなり集中力が		登校を行うなど、長期にわたった休業期間
	持たない上、急激な学習内		の影響を考慮した上で、児童・生徒が生活
	容のスピードアップで疲労		のリズムを整え、安心して学校生活を送る
	感やストレスがある。1日		ことができるよう努めています。また教育
	の授業時間数を段階的に増		課程の再編成により児童・生徒に過度の負
	やして、徐々に環境に慣れ		担が掛かることのないよう配慮します。
	てもらいたいので、夏季休		夏季休業期間の短縮については、(1)1 を

	業の更なる短縮を希望す		ご参照ください。
	る。		
10	新型コロナウイルスのこと	С	懸念されている新型コロナウイルス感染症
	を考えるなら、夏にしっか		の第2波などに対しては、ICTを活用し
	り授業を行い、コロナの蔓		た教育環境の整備を早期に進め、対応して
	延や流行のおそれのある冬		いきたいと考えています。
	の再度の学級閉鎖などに備		
	えるのが、今後のコロナと		
	共存する生活には向いてい		
	ると思う。		
11	授業時数が不足するのな	С	児童・生徒の健康への配慮や、家庭や地域で
	ら、土曜日登校の検討が必		の活動(習い事等を含む。)への影響等を考
	要ではないか。		慮して、土曜日は授業を行わないこととしま
			した。

(2) 学習及び行事に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)	
1	パブコメ素案の場合、休業	С	単に授業時数の過不足だけで捉えるのではな	
	期間の授業数をどのくらい		く、必要な学習内容を令和2年度中に履修で	
	補うことができて、不足分		きるよう、教育課程を再編成して取り組んで	
	がどのくらいなのかを明確		いきます。	
	にして保護者にも伝えても			
	らいたい。			
2	夏季休業短縮により確保で	С	(2)1をご参照ください。	
	きる授業時間数を具体的に			
	提示してほしい。			
3	小・中学校の時期でなけれ	С	時間割編成の工夫や学校行事の見直しにより	
	ば培うことができない協調		授業時数を確保しましたが、今後も学校行事	
	性、集団行動といった行事		の見直しは必要だと考えています。いわゆ	
	がなくなり、詰め込みでの		「詰め込み」とならないよう児童・生徒に	
	授業では子供も大変なの		度の負担が掛かることのないよう配慮しま	
	で、ある程度の行事を実施		す。	
	してゆとりのある学校生活			
	を送れることを希望する。			
4	学校が再開になっても、勉	D	感染拡大防止を念頭において、行事の見直し	
7	強以外の活動がかなり制限	ע	は必要だと考えますが、実施内容や場所、時	
	されている。今後、どのよ		期を工夫してまいります。	
	じれている。「仮、このよ		別で上八しくより、ソムリ。	

1	1	ı	
	うなスケジュールと方法で		
	行事等の再開を検討してい		
	るのか。		
5	分散登校の期間中、学校に	С	分散登校の期間中は、学校の規模等に応じて
	よって授業スタイルや授業		授業の実施方法を工夫しており、一律の授業
	時間が異なっており、同じ		時間とはなっていませんが、1年間を通じて
	市内で差が開くのはおかし		必要な学習内容を履修できるよう各学校で教
	いと思う。1日の授業時間		育課程を再編成して取り組んでいきます。
	が今後長くなるのも子供に		
	とってつらいと思う。		
6	休業により、生徒間で学力	С	学習活動の重点化を図るとともに、児童・生
	差がつき、学力の開きがあ		徒が身に付けるべき学力や学習内容を全教職
	る中での授業は、効率的な		員が共通理解し、教育活動の質の充実を図り
	進行並びに児童・生徒の学		ます。
	習意欲向上は難しいと感じ		
	ている。中学生には、教科		
	別学力別クラスの導入や、		
	小学生には、学習サポート		
	などを実施すべき。		

(3) ICT教育環境整備に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	新型コロナウイルス感染症	С	国のGIGAスクール構想を踏まえ、各学校
	対策として、オンライン授		のインターネット環境や児童・生徒 1 人 1 台
	業対応、動画を視聴できる		の学習用端末を整備し、令和3年4月から運
	環境の整備等をお願いす		用する予定です。
	る。		
2	登校への不安がある家庭も	С	学校におけるICT環境の整備については
	ある中、登校選択制によっ		(3)1をご参照ください。
	てオンライン授業を選べる		オンライン授業については、ICTの活用
	自治体もある。一番大事な		を進める中で今後検討していきます。
	命や平等な教育環境のため		
	に、休業時に限らず、今す		
	ぐにでもオンライン授業が		
	できる環境整備を進めるべ		
	き。		

3	第2波への備えだけでな	С	(3) 2をご参照ください。
	く、ICT環境を整えるこ		
	とでオンライン授業を行		
	い、熱中症や感染のリスク		
	を軽減するための環境整備		
	を行うべき。		

(4) 環境衛生に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)	
1	暑い時期に換気良く、密集	С	引き続き、できるだけ直接の身体接触や至	
	せず、勉強できる環境整備		近距離での会話等を行わないようにすると	
	をお願いしたい。		ともに、エアコンを使用し適正な環境衛生	
			を保ちつつ、換気も同時に行っていきま	
			す。	
2	真夏の時期に登校させるこ	D	マスクの着用は熱中症のリスクが高くなる	
	とに対して十分な熱中症対		ことから、登下校時においてもできるだけ	
	策をとることはできるの		身体的距離を保ちつつ、マスクを外すなど	
	カ。		の熱中症への対応を優先します。	

(5) 給食の実施に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	祝日の登校で弁当を持参す	С	祝日の午後に授業を行うかどうかは、各学
	ることは食中毒のリスクが		校の判断となっております。祝日に給食を
	高いので、給食の実施につ		実施することは困難です。
	いて再度検討すべき。		

(6) 教職員の服務に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)		
1	7月 23 日の海の日及び 24	D	教職員の勤務については、原則として、休日		
	日のスポーツの日を休業日		の振替を行います。		
	としない場合の教職員の勤				
	務体制はどうなるのか。				

(7) その他に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	市立幼稚園の夏季休業につ	D	ご指摘のとおり、小中学校、幼稚園では校
	いては、小田原市立幼稚園		長又は園長が教育委員会の承認を得て休業
	の管理運営に関する規則第		期間を変更することができますが、今回は
	6条第2項により期間を変		各学校、幼稚園の個別の理由によるもので
	更することが可能であるの		はなく新型コロナウイルス感染症対策とし
	に、規則を改正するのはな		て市内一斉に臨時休業としたことに伴う休
	ぜか。		業期間の変更であるため、規則改正で対応
			することとしました。
2	今後、小中学校や幼稚園を	D	今後、休業日の変更が必要となった場合に
	臨時休業とし、それに伴い		は、その規模や期間等に応じて、規則改正
	休業日を変更する際には、		により対応するかどうかを適切に判断しま
	その都度規則改正を行うの		す。
	カゥ。		
3	小田原市意見公募手続き条	D	新型コロナウイルス感染症対策のための政
	例には、意見提出期間は 30		府の緊急事態宣言の解除を受け、緊急に対
	日以上でなければならない		応する必要があること、及び制度を円滑に
	とあるが、今回 30 日未満な		施行するため、一定の準備・周知期間を確
	のはなぜか。		保する必要があるため、期間を短縮して実
			施することとしました。





資料 2

企第34号

令和2年(2020年)6月25日

小田原市教育委員会 教育長 栢沼 行雄 様

小田原市長 守屋 輝彦 一度り

小田原市長の権限に属する事務の補助執行について(協議)

このことについて、次のとおり本職の権限に属する事務の一部を貴委員会の事務を補助する職員に補助執行させたいので、地方自治法第180条の2の規定により協議します。

- 1 新たな補助執行について
 - (1) 補助執行させる事務

学校給食費を公会計化することに伴い、事務の効率化等の観点から、小田原市学校給食費等に関する条例に基づく学校給食費等に関する事務及び小田原市学校給食費検討委員会に関する事務を新たに追加する。

(2) 補助執行させる職員

教育部長、教育部副部長及び学校安全課の職員

2 実施予定日

公表の日(令和2年7月1日予定)

- 3 その他
 - (1) この補助執行における事務の決裁については、小田原市事務決裁規程の規定を準 用することとし、その他必要な事項は、本職が別に定める。
 - (2) この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる 事項については、本職と協議するものとする。

(行政基盤強化係 TEL 33-1239)

小田原市訓令第 号

庁 中 一 般 出先機関全般

小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規 程

小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和39年小田原市庁達第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項 の次に次の1項を加える。

4 市長は、小田原市学校給食費等に関する条例(令和2年小田原市条例第○○号)に 基づく学校給食費(同条例第7条の給食費を含む。)に関する事務及び小田原市学校 給食費検討委員会に関する事務を教育部長、教育部副部長及び学校安全課の職員に補 助執行させるものとする。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程「改正理由」

小田原市学校給食費等に関する条例の制定による学校給食費の公会計化に伴い、 事務の効率化等の観点から学校給食費に関する事務を教育委員会の職員に補助執行 させることとするため改正する。

[内 容]

市長は、小田原市学校給食費等に関する条例に基づく学校給食費等に関する事務 及び小田原市学校給食費検討委員会に関する事務を教育部長、教育部副部長及び学 校安全課の職員に補助執行させることとし、これらの事務の決裁については、小田 原市事務決裁規程を準用することとする。(第3条関係)

[適 用]

公表の日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(その3) (令和2年6月30日時点)

1 4月30日時点の状況

- (1)学校の再開は、5月7日(木)を予定していたが、緊急事態宣言の解除や延長に関する決定は5月連休中になるとの報道もある中、本市においても、神奈川県と同様の対応とすることとした。
- (2) 5月7日(木)以降の対応
 - ·緊急事態宣言が延長された場合 緊急事態宣言の期間に合わせて臨時休業を延長。
 - ・**緊急事態宣言が解除された場合** 5月7日及び8日は再開準備のため休業とし、5月11日(月)以降に再開。

2 5月7日時点の状況

- (1) 政府の緊急事態宣言の延長及び神奈川県の協力要請を踏まえ、市立小・中学校及び 幼稚園の**臨時休業の期間を令和2年5月31日(日)まで延長**することを決定した。
- (2) 延長に伴う取扱いを決定(変更又は追加した内容)
 - ・ **学習面** 学校ごとにポスティング、分散登校日、課題受渡日の設定等により学習教 材等を配布(2回目)、学習教材(動画)のインターネット配信
 - ・ 給 食 給食費の口座引き落としは、給食の再開まで中止
- (3) その他の措置
 - ・ **放課後児童クラブ** 土曜日・長期休業中の日課で実施 ※社会生活の維持に必要な事業に従事する方のほか、ひとり親などで仕事を休む ことが困難である方などを除き、クラブの利用を控えていただくよう依頼

3 5月22日時点の状況

- (1) 政府の緊急事態宣言及び神奈川県からの協力要請を踏まえ、市立小・中学校を臨時 休業とした中、**5月31日(日)までに緊急事態宣言が解除された場合には、6月1 日(月)から授業等を再開**することを決定した。
- (2) 再開に伴う取扱いを決定
 - ·生活面 児童生徒の健康管理、環境衛生等に配慮して授業等を実施。
 - ・**学習面** 行事の見直しや学習活動の重点化を図るとともに、身に付けるべき学力 や学習内容を全教職員が共通理解し、教育活動の質の充実を図る。 学校再開直後の2週間(6月1日~12日)は段階的に教育活動を進めるこ ととし、児童生徒は午前又は午後のみの登校。
 - ・ 夏季休業 8月1日 (土) ~23日 (日) の予定
 - ・ **給 食** 6月15日(月)から実施する予定
 - ・ 部活動 校内での活動とし、1日の活動時間をできるだけ短時間で実施
 - (3) その他の措置
 - ・ **放課後児童クラブ** 6月1日(月)~13日(土)までの間は、原則として午前8 時から午後6時30分まで開所

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(文化部)

1 施設(6月30日現在)

施設名称	対応状況		
小田原文学館・白秋童謡館	6月9日(火)から開館		
郷土文化館	6月9日(火)から開館		
7471. 又有品质	6月15日(月)から貸館再開		
松永記念館	6月9日(火)から開館		
14.7个日本公共	6月15日(月)からサービスを一部制限し貸館再開		
 尊徳記念館	6月9日(火)から開館		
	6月15日(月)からサービスを一部制限し貸館再開		
清閑亭	6月10日(水)から開館		
旧松本剛吉別邸および皆春荘	施設整備のため休館		
中央図書館(かもめ)	6月9日(火)からサービスを一部制限し開館		
中大凶音昭 (M·6 Ø)	※5月28日(木)から予約本貸出を再開		
マロニエ図書室、いずみ図書コーナ	6月16日(火)から予約本貸出を再開		
ー、こゆるぎ図書コーナー			
けやき図書室、国府津学習館図書室、 尊徳記念館図書室	6月15日(月)からサービスを一部制限し再開 ※6月2日(火)から予約本貸出を再開		
生涯学習センターけやき	6月15日(月)からサービスを一部制限し貸館再開		
生涯学習センター国府津学習館	6月15日(月)から貸館再開		

2 イベント

イベント名	日程	対応	担当
第49回小田原市公民館大会	7月4日	中止	生涯学習課
金次郎を学ぶ会	7月12日	中止	生涯学習課